

○福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則

平成24年 3月29日

規則第66号

改正 平成25年 2月21日規則第19号

平成26年 3月13日規則第11号

平成27年 3月30日規則第57号

平成28年 3月31日規則第57号

平成29年 3月30日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設並びに指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定障がい福祉サービス事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成25規則19・一部改正)

(指定の申請等)

第2条 法第36条第1項、第38条第1項、第51条の19第1項若しくは第51条の20第1項の規定による指定の申請又は法第41条第1項若しくは第51条の21第1項の規定による更新の申請は、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定（更新）申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、指定又は更新をしたときは、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定（更新）通知書（様式第2号。以下「指

定（更新）通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受けた場合において、指定又は更新を拒否したときは、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定（更新）拒否通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

4 第2項の規定により通知を受けた者は、指定（更新）通知書を当該指定又は更新に係る事業所又は施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

（指定の変更の申請等）

第3条 法第37条第1項又は第39条第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障がい福祉サービス事業者（特定障がい福祉サービス）・指定障がい者支援施設指定変更申請書（様式第4号）により行わなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、指定の変更をしたときは、指定障がい福祉サービス事業者（特定障がい福祉サービス）・指定障がい者支援施設指定変更通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受けた場合において、指定の変更を拒否したときは、指定障がい福祉サービス事業者（特定障がい福祉サービス）・指定障がい者支援施設指定変更拒否通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第4条 法第46条第1項若しくは第3項又は第51条の25第1項若しくは第3項の規定による変更の届出は、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者変更届出書（様式第7号）により行わなければならない。

2 法第46条第1項若しくは第51条の25第1項若しくは第3項の規定による事業の再開の届出又は法第46条第2項若しくは第51条の25第2項若しくは第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、指定障がい福祉サービス

事業者・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者再開・廃止・休止届出書（様式第8号）により行わなければならない。

（指定の辞退）

第5条 法第47条の規定による指定の辞退は、指定障がい者支援施設指定辞届出書（様式第9号）により行わなければならない。

（指定の取消し等）

第6条 市長は、法第50条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の取消しをしたときは、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定取消通知書（様式第10号）により当該指定を取り消された者に通知するものとする。

2 市長は、法第50条第1項又は第51条の29第1項若しくは第2項の規定による指定の全部又は一部の効力の停止をしたときは、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定停止通知書（様式第11号）により当該指定の全部又は一部の効力を停止された者に通知するものとする。

（公示）

第7条 法第51条又は第51条の30の規定による公示は、次に掲げる事項について、福岡市ホームページに掲載することによって行うものとする。

- (1) 事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 事業者又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (4) サービスの種類
- (5) 事業所又は施設の事業所番号
- (6) 事業の主たる対象者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(業務管理体制の整備の届出)

第8条 法第51条の2第2項又は第4項の規定による届出は、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設等業務管理体制の整備に関する事項の届出書(様式第12号)により行わなければならない。

2 法第51条の2第3項の規定による届出は、指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設等業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(様式第13号)により行わなければならない。

3 法第51条の31第2項又は第4項の規定による届出は、指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者業務管理体制の整備に関する事項の届出書(様式第14号)により行わなければならない。

4 法第51条の31第3項の規定による届出は、指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(様式第15号)により行わなければならない。

(平成27規則57・一部改正)

(事業の開始等の届出)

第9条 法第79条第2項又は第3項の規定による届出は、障がい福祉サービス事業等開始・変更届(様式第16号)により行わなければならない。

2 法第79条第4項の規定による届出は、障がい福祉サービス事業等廃止・休止届(様式第17号)により行わなければならない。

(平成27規則57・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に福岡県障害者自立支援法施行細則（平成19年福岡県規則第49号）の規定により作成されている様式は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年2月21日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記様式第1号、様式第4号及び様式第12号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成26年3月13日規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記様式第12号及び様式第13号の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市指定障がい福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第57号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号

指定障がい福祉サービス事業者・
 指定障がい者支援施設・ 指定(更新)申請書
 指定一般相談支援事業者・
 指定特定相談支援事業者

年 月 日

(宛先)福岡市長

(郵便番号 —)
 申請者所在地
 (設置者)名称
 代表者

印

障害者総合支援法に規定する

- 指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業者 指定特定相談支援事業者

に係る指定(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者(設置者)	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 —) 都道府県 市区		
	法人の種類別		法人所轄庁	
	連絡先電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名・生年月日	フリガナ 氏名	職名	生年月日
指定(更新)を受けようとする事業所・施設の種類の種類	代表者の住所	(郵便番号 —) 都道府県 市区		
	フリガナ			
	名称			
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 —) 福岡市 区		
	上記事業所において行う事業等の種類	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日 又は現に受けている指定の有効期間満了日	備考	
	指定障がい福祉サービス事業所			
	(例)居宅介護			
	指定障がい者支援施設			
	(例)生活介護			
	指定一般相談支援事業所			
指定特定相談支援事業所				

記入担当者名

- 備考 1 「法人の種類別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「株式会社」等の別を記入してください。
 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の担当課の名称まで記入してください。
 3 「上記事業所において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするものについて事業の種類、事業開始予定年月日を記入し、既に指定を受けている事業については、障害者総合支援法と他の法律(児童福祉法・介護保険法)に分けて様式第1号の別紙にその全てを記入してください。

様式第2号

年 月 日

様

福岡市長 印

指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・
指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定(更新)通知書

年 月 日付け申請については、下記のとおり指定(更新)したので通知します。

記

申請者(設置者)名	
代 表 者 名	
事業所(施設)名	
事業所(施設)所在地	
指定(更新)年月日	
指定(更新)有効期限	
サービスの種類	
主たる対象者	
事業所番号	

様式第3号

年 月 日

様

福岡市長

印

指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・
指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定(更新)拒否通知書

年 月 日付け申請については、下記のとおり指定(更新)しないことに決定したので通知します。

記

申請者(設置者)名	
代 表 者 名	
事業所(施設)名	
事業所(施設)所在地	
理 由	

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号

年 月 日

様

福岡市長

印

指定障がい福祉サービス事業者(特定障がい福祉サービス)・
指定障がい者支援施設指定変更通知書

年 月 日付け申請については、下記のとおり指定変更したので通知します。

記

申請者(設置者)名	
代 表 者 名	
事業所(施設)名	
事業所(施設)所在地	
指定変更年月日	
サービスの種類	
利 用 定 員	
事業所番号	
変更となる事項	

様式第6号

年 月 日

様

福岡市長

印

指定障がい福祉サービス事業者(特定障がい福祉サービス)・
指定障がい者支援施設指定変更拒否通知書

年 月 日付け申請については、下記のとおり指定変更しないことに決定したので通知します。

記

申請者(設置者)名	
代 表 者 名	
事業所(施設)名	
事業所(施設)所在地	
理 由	

備考

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号

指定障がい福祉サービス事業者・
 指定障がい者支援施設・ 変更届出書
 指定一般相談支援事業者・
 指定特定相談支援事業者

年 月 日

(宛先)福岡市長

(郵便番号 —)
 事業者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

印

下記のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)		事業所番号	名称	所在地	サービスの種類
		(郵便番号 —)			
変更があった事項		変更の内容			
1	事業所(施設)の名称	(変更前)			
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)				
3	申請者(設置者)の名称				
4	主たる事務所の所在地				
5	代表者の氏名, 生年月日, 住所及び職名				
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は 条例等(当該指定に係る事業に関するものに 限る。)				
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要				
8	事業所(施設)の管理者の氏名, 生年月日, 住 所及び経歴				
9	事業所のサービス提供責任者の氏名, 生年月 日, 住所及び経歴(在宅サービスののみ)				
10	事業所のサービス管理責任者の氏名, 生年月 日, 住所及び経歴(入所・通所サービスののみ)				
11	相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住所及び 経歴				
12	主たる対象者				
13	運営規程	(変更後)			
14	介護給付費等の請求に関する事項				
15	役員(代表者)の氏名, 生年月日及び住所				
16	事業所の種別(併設型・空床型・単独型の別) (短期入所ののみ)				
17	併設型における利用者の推定数又は空床型・ 単独型における当該施設の入所者の定員(短 期入所ののみ)				
18	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該 協力医療機関との契約内容				
19	障がい者支援施設等との連携体制及び支援の 体制の概要(共同生活援助のみ)				
20	当該申請に係る事業の開始予定年月日				
21	併設する施設がある場合の当該併設施設の概 要(障がい者支援施設のみ)				
22	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要 (地域移行型ホームのみ)				
変 更 年 月 日		年 月 日			

- 備考 1 該当項目番号に○を付けてください。
 2 変更の内容が分かる書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第8号

指定障がい福祉サービス事業者・
 指定一般相談支援事業者・ 再開・廃止・休止届出書
 指定特定相談支援事業者

年 月 日

(宛先)福岡市長

事業者 (郵便番号 ー)
 所在地
 名称
 代表者 印

下記のとおり事業を 再開した
廃止する・休止する ので届け出ます。

再開した 廃止する・休止する 事業所	事業所番号	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：											
	名称																						
	所在地	(郵便番号 ー)																					
	サービスの種類																						
再開・廃止・休止の別												再開・廃止・休止											
再開した(廃止する・休止する)サービスの種類																							
再開した(廃止する・休止する)年月日												年 月 日											
廃止する・休止する理由																							
現に指定障害福祉サービス、指定地域移行支援、指定地域定着支援又は指定計画相談支援を受けている者に対する措置(廃止する・休止する場合のみ)																							
休止予定期間												年 月 日 ～ 年 月 日											

- 備考 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 事業の再開に係る届出にあつては、再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 事業の廃止・休止に係る届出にあつては、廃止・休止の日の1月前までに届け出てください。

様式第9号

指定障がい者支援施設指定辞退届出書

年 月 日

(宛先)福岡市長

設置者 (郵便番号 ー)
所在地
名称
代表者 印

下記のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

指 定 を 辞 退 す る 施 設	事業所番号	: : : : : : : : : : : : : : : : :
	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 ー)
	サービスの種類	
指 定 を 受 け た 年 月 日	年 月 日	
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日	年 月 日	
指 定 を 辞 退 す る 理 由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

様式第10号

年 月 日

様

福岡市長

印

指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・
指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定取消通知書

下記のとおり指定を取り消すので通知します。

記

申請者(設置者)名	
代 表 者 名	
事業所(施設)名	
事業所(施設)所在地	
サービスの種類	
事業所番号	
指定取消年月日	
指 定 取 消 理 由	

備考

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日から6か月以内に福岡市(訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号

年 月 日

様

福岡市長

印

指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設・
指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者指定停止通知書

下記のとおり指定を停止するので通知します。

記

申請者(設置者)名	
代 表 者 名	
事業所(施設)名	
事業所(施設)所在地	
サービスの種類	
事業所番号	
指定停止期間	
指定停止理由	

備考

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日から6か月以内に福岡市(訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長)を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号

指定障がい福祉サービス事業者・指定障がい者支援施設等
業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

(宛先)福岡市長

事業者 (郵便番号 ー)
所在地
名称
代表者

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 届出の内容 (該当項目に○をつけること。)				
(1)	法第51条の2第2項関係 (整備)			
(2)	法第51条の2第4項関係 (区分の変更)			
2 事業者	事業者(法人)番号			
	フリガナ			
	名称			
	住所 (主たる事務所の所在地)	(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)		
	連絡先	電話番号 ー ー FAX番号 ー ー		
	法人の種類別			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名 フリガナ 生年月日 氏名 年 月 日		
代表者の住所	(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)			
3 事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定年月日	サービスの種類	所在地
	計 ヶ所			
4 障害者総合支援法施行規則第34条の28第1項第2号から第4号までに基づく届出事項(該当項目全てに○を付けること。)	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生 年 月 日	
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(概要を添付)		
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要(概要を添付)		
5 区分変更	区分変更前行政機関名称, 担当部(局)課			
	事業者(法人)番号			
	区分変更の理由			
	区分変更後行政機関名称, 担当部(局)課			
区分変更日	年 月 日			

様式第14号

指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者
業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

(宛先)福岡市長

(郵便番号 ー)
所在地
事業者 名称
代表者

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 届出の内容(該当項目に○を付けること。)										
(1)		法第51条の31第2項関係(整備)								
(2)		法第51条の31第4項関係(区分の変更)								
2 事業者	事業者(法人)番号									
	フリガナ 名称									
	住所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)							
	連絡先		電話番号	ー ー		FAX番号	ー ー			
	法人の種類別									
	代表者の職名・ 氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏名		生年月日	年 月 日			
	代表者の住所		(郵便番号 ー) 都道 郡市 府県 区 (ビルの名称等)							
3 事業所名称等及び 所在地		事業所名称	指定年月日	サービスの種類	所在地					
		計 ヶ所								
4 障害者総合支援法 施行規則第34条の62 第1項第2号から第4号 までに基づく届出事 項(該当項目全てに○ を付けること。)	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)			生 年 月 日					
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(概要を添付)								
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要(概要を添付)								
5 区分変更	区分変更前行政機関名称, 担当部(局)課									
	事業者(法人)番号									
	区分変更の理由									
	区分変更後行政機関名称, 担当部(局)課									
	区分変更日		年 月 日							

障がい福祉サービス事業等開始・変更届

年 月 日

(宛先)福岡市長

事業者 (郵便番号 ー)
所在地
名称
代表者

印

障がい福祉サービス等を (開始
変更) しますので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所名(施設名)			
開始・変更 しようとする事業	種類	<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス事業 (サービスの種類) <input type="checkbox"/> 一般相談支援事業 (<input type="checkbox"/> 地域移行支援 <input type="checkbox"/> 地域定着支援) <input type="checkbox"/> 特定相談支援事業 <input type="checkbox"/> 移動支援事業 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターを運営する事業 <input type="checkbox"/> 福祉ホームを運営する事業	
	提供する便宜等の 内 容		
経営者 (法人)	フリガナ		
	氏名(名称)		
	住所 (事務所の所在地)	(郵便番号 ー)	
基本約款	別紙のとおり		
職員の職種	職務の内容	職員の定数	
		人	
		人	
		人	
	合計	人	
主な職員の氏名	別紙のとおり		
主な職員の経歴	別紙のとおり		
事業を行おうとする区域			
事業の用に 供する施設	フリガナ		
	名称		
	種類 (短期入所 のみ)	併設型・空床型・単独型 ※該当項目に○を付けること。	
	所在地	(郵便番号 ー)	
	利用定員		
事業開始の予定年月日			

様式第17号

障がい福祉サービス事業等廃止・休止届

年 月 日

(宛先)福岡市長

事業者 (郵便番号 ー)
所在地
名称
代表者 印

障がい福祉サービス等を（廃止）
（休止）しますので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所名（施設名）	
廃止・休止するサービスの種類	
廃止・休止予定年月日	年 月 日
廃止・休止の理由	
現に障がい福祉サービス等を受けている者に対する措置	
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

様式第1号

(平成25規則19・一部改正)

様式第2号

様式第3号

(平成28規則57・一部改正)

様式第4号

(平成25規則19・平成29規則17・一部改正)

様式第5号

様式第6号

(平成28規則57・一部改正)

様式第7号

(平成26規則11・一部改正)

様式第8号

様式第9号

様式第10号

様式第11号

様式第12号

(平成27規則57・追加)

様式第13号

(平成27規則57・追加)

様式第14号

(平成25規則19・一部改正, 平成27規則57・旧様式第12号繰下・一部改正)

様式第15号

(平成27規則57・旧様式第13号繰下・一部改正)

様式第16号

(平成27規則57・旧様式第14号繰下)

様式第17号

(平成27規則57・旧様式第15号繰下)